

## 三井住友信託銀行株式会社が実施する アンカー・シップ・パートナーズ株式会社および 同社の第5号船舶投資ファンドに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価ならびに インパクト・マネジメントおよびインパクト評価に対する 第三者意見の要約

JCRは、三井住友信託銀行株式会社がアンカー・シップ・パートナーズ株式会社および同社の第5号船舶投資ファンドに対して実施したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価ならびにインパクト・マネジメントおよびインパクト評価に対し、第三者意見書を提出しました。

### <要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社がアンカー・シップ・パートナーズ（ASP）及び同社の第5号船舶投資ファンド（アンカー5号ファンド）に対して実施するインパクト・マネジメントおよびインパクト評価に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定したPIF原則ならびにIFC（国際金融公社）が策定した「インパクト投資の運用原則（Operating Principles for Impact Management：OPIM原則）」への適合性を確認したものである。

株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF第4原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)アンカー・シップ・パートナーズ及び同社の第5号船舶投資ファンドに係るPIF評価の合理性および第5号船舶投資ファンドに関するインパクト並びに(2)三井住友信託銀行のPIF評価フレームワーク及び本ファンドのPIF原則に対する準拠性についてレビューを行った。また、OPIM原則が定める9つの原則に対する適合性を確認した。

(1) ASPおよびアンカー5号ファンドに係るPIF評価ならびにOPIM原則の合理性及びインパクト

ASPは、「信頼」と「創造」を企業風土の軸とし、海洋国家日本の経済および社会を支えるうえで不可欠なインフラである海運業界の発展と、「船舶」という投資商品の浸透を指針とした「企業理念」、「行動指針」を制定している。

ASPではこれまで第2号船舶投資ファンドから第4号船舶投資ファンドを組成、合計約7,000億円・65隻の案件投資の成果を上げている。

また、国際海運における環境規制への機運の高まりや、金融業界におけるESG金融普及への期待を踏まえて、アンカー5号ファンド設立にあたって「ESG基本方針」「セクターポリシー」を制定し、サステナビリティ管理体制を整備し、公表を行っている。

ASPは、「気候変動に対する長期戦略を有する海運会社への長期用船」をESG基本方針の中心に据え、投資案件を選定している。案件スクリーニングにおいては、投資対象先の実務者層から経営層までヒアリングを実施し、組織内にESG方針が浸透しているかを確認することで、環境・社会に対するポジティブ・インパクトの増大とネガティブ・インパクトの抑制を追求している。

三井住友信託銀行は、ASPおよびアンカー5号ファンドについて、「気候」と「雇用」のインパクト領域を特定した。本ファンドは組成中のため、現時点で定量的なKPIは設定されていないが、今後三井住友信託銀行と協議のうえで決定し、それぞれのポジティブ・インパクトの発現とネガティブ・インパクトの抑

制に取り組む予定である。

JCR では、本インパクト評価における包括的分析及び特定されたインパクトの内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。本インパクト評価で特定された目標およびインパクトは、ASP の ESG 基本方針およびセクターポリシーと整合的であると評価している。今後、適切な KPI を設定し、モニタリングを行うことで、ASP およびアンカー5号ファンドの ESG に関する取り組みが進んでいくことが期待される。

JCR は、現時点で KPI が定まっていないため、特定されたインパクトの内容について PIF 原則に例示された評価基準に沿って、多様性・有効性・効率性・追加性を確認した。本ファンドが掲げる目標及びインパクトテーマから導き出された各インパクト項目の実現のための取り組みが KPI 設定を伴って適切に実施された場合、海運業界において有意義かつ追加的なインパクトが効率的にもたらされることが期待されると評価している。また JCR は、本インパクト評価におけるモニタリング方針について、KPI の設定が適切になされることを前提として、適切であると評価している。

さらに、JCR では、OPIM 原則に記載されている 9 原則についても確認を行い、PIF 原則と OPIM 原則で求められている内容に齟齬がないこと、OPIM 原則に記載された 9 つの原則の内容に、ASP およびアンカー5号ファンドの取り組みが準拠していると評価している。

## (2) 三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク、PIF 原則および OPIM 原則に対する準拠性

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規定・体制の整備状況、並びに ASP およびアンカー5号ファンドに対するインパクト評価について、PIF 原則および OPIM 原則に沿って確認した結果、全ての要件に準拠していると評価している。

以上より、JCR は、本ファンドが PIF 原則、モデル・フレームワークおよび OPIM 原則に適合していることを確認した。

## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則および IFC のインパクト投資の運用原則への適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、国連環境計画金融イニシアティブ及び IFC が策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

ポジティブ・インパクト金融原則

資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク

インパクト投資の運用原則

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なりません。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則および IFC のインパクト投資の運用原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

## ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうちの、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル